

長崎市公衆浴場条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3 ～ 4
3 使用料の再算定	5 ～ 6
4 新旧対照表	7 ～ 9
【参考 1】他都市の状況	10
【参考 2】使用料・手数料の算定方針	11 ～ 16
【参考 3】使用料の改定	17 ～ 18

南総合事務所
北総合事務所
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例（南総合事務所・北総合事務所所管分）

条 例	施設名
長崎市公衆浴場条例	長崎市高島浴場
	長崎市池島港浴場

2 改正の内容

(1) 使用料の改定（別表第1・第2（第3条関係））

ア 長崎市高島浴場

区 分		金 額	
		現 行	改正案
一 般	当日券	100円	200円
	回数券	(12回分) 1,000円	(11回分) 2,000円
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	当日券	50円	100円
	回数券	(12回分) 500円	(11回分) 1,000円

イ 長崎市池島港浴場

区 分		金 額	
		現 行	改正案
一 般	当日券	100円	160円
	回数券	(11回分) 1,000円	(11回分) 1,600円
小学校の児童又は中学校 若しくは高等学校の生徒	当日券	50円	80円
	回数券	(11回分) 500円	(11回分) 800円

2 改正の内容

(2) 使用料の区分の見直し（別表第1・第2（第3条関係））

高島浴場については、「小学校の児童」から「小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒」に改める。池島港浴場については、「小学校の児童又は中学校の生徒」から「小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒」に改める。「使用料・手数料の算定方針」において子どもは高校生以下とされていることから、それに合わせるもの。

(3) その他

附属設備の廃止に伴い所要の整備を行うもの。

(4) 施行期日

令和8年4月1日

3 使用料の再算定

(1) 算定結果

ア 長崎市高島浴場

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標 利用者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
健康増進・入浴施設	長崎市高島浴場	29,434,686円	19,700人	1,494円	50%

現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	最終結果 ⑧	増減 ⑨ (⑧-⑤)	小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒 ⑩ (⑧×50%)
100円	747円	200円	200円	100円	100円

3 使用料の再算定

イ 長崎市池島港浴場

カテゴリー	施設名称	総コスト ①	年間目標 利用者数 ②	コスト/人 ③ (①÷②)	受益者負担率 ④
健康増進・入浴施設	長崎市池島港浴場	17,674,733円	10,381人	1,703円	50%

現行料金 ⑤	再算定結果 ⑥ (③×④)	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由		最終結果 ⑨ (⑧と同じ)	増 減 ⑩ (⑨-⑤)	小学校の児童 又は中学校若 しくは高等学 校の生徒 ⑪ (⑨×50%)
			金 額 ⑧	理 由			
100円	851円	200円	160円	池島島内の住宅は浴室設備がないものが多く、池島港浴場は必須であることから、光熱水費と燃料費（3,302,303円）のみの負担を求める。	160円	60円	80円

4 新旧対照表

改正前	改正後
○長崎市公衆浴場条例 平成16年9月30日 条例第51号 第1条～第6条　〔略〕 （損害賠償） 第7条　公衆浴場の建物、<u>附属設備等</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (令3条例11・旧第7条繰上・一部改正、令6条例54・旧第6条繰下・一部改正) （委任） 第8条　〔略〕	○長崎市公衆浴場条例 平成16年9月30日 条例第51号 第1条～第6条　〔略〕 （損害賠償） 第7条　公衆浴場の建物、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (令3条例11・旧第7条繰上・一部改正、令6条例54・旧第6条繰下・一部改正) （委任） 第8条　〔略〕 <u>附　則</u> <u>（施行期日）</u> 1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2　この条例の施行の日前に発行された改正前の長崎市公衆浴場条例別表第1及び別表第2に規定する回数券は、同日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

4 新旧対照表

改正前			改正後		
別表第1(第3条関係) (令6条例54・追加)			別表第1(第3条関係) (令6条例54・追加)		
区分	金額		区分	金額	
	当日券	回数券(12回分)		当日券	回数券(11回分)
一般	円 100	円 1,000	一般	円 200	円 2,000
小学校の児童	50	500	小学校の児童又は中 学校若しくは高等学 校の生徒	100	1,000
備考 「一般」とは、12歳以上の者(小学校の児童を除く。)をいう。			備考 「一般」とは、12歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。		

4 新旧対照表

改正前			改正後		
別表第2(第3条関係) (平17条例34・全改、令3条例11・一部改正、令6条例54・旧別表・一部改正)			別表第2(第3条関係) (平17条例34・全改、令3条例11・一部改正、令6条例54・旧別表・一部改正)		
区分	金額		区分	金額	
	当日券	回数券(11回分)		当日券	回数券(11回分)
一般	円 <u>1 0 0</u>	円 <u>1, 0 0 0</u>	一般	円 <u>1 6 0</u>	円 <u>1, 6 0 0</u>
小学校の児童又は中学校の生徒	<u>5 0</u>	<u>5 0 0</u>	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	<u>8 0</u>	<u>8 0 0</u>
備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう。			備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。		

【参考 1】他都市の状況

○雲仙市

入浴券（1回につき）				回数券	
市内居住者		市外居住者		市内居住者 （14枚綴り）	市外居住者 （12枚綴り）
大人 （12歳以上）	こども （6歳以上12歳未満）	大人 （12歳以上）	こども （6歳以上12歳未満）		
150円	100円	300円	100円	1,500円	3,000円

○佐賀県嬉野市

入浴券（1回につき）			回数券（12回分）	
大人 （中学生以上70歳未満）	こども （小学生）	70歳以上	大人 （中学生以上）	こども （小学生）
450円	220円	340円	4,500円	2,200円

○熊本県天草市

入浴券（1回につき）		回数券
大人 （中学生以上）	こども （小学生）	
250円	130円	指定管理者の判断で実施

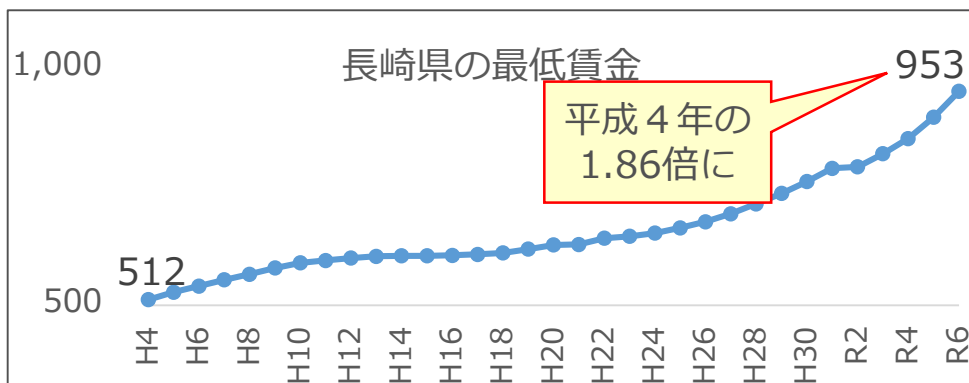
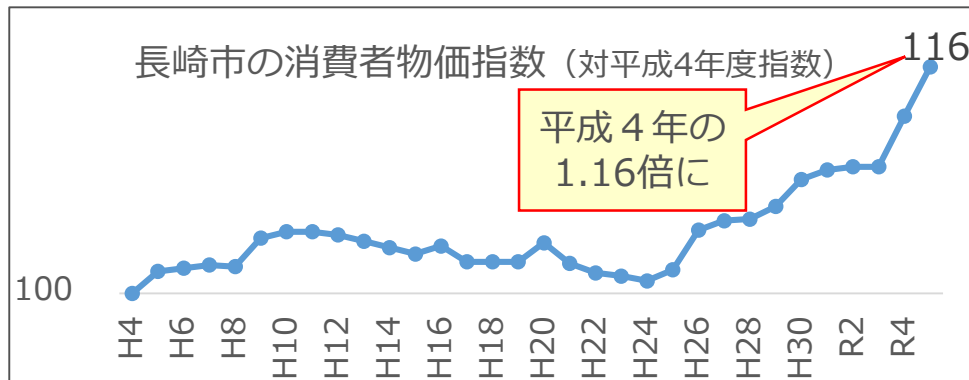
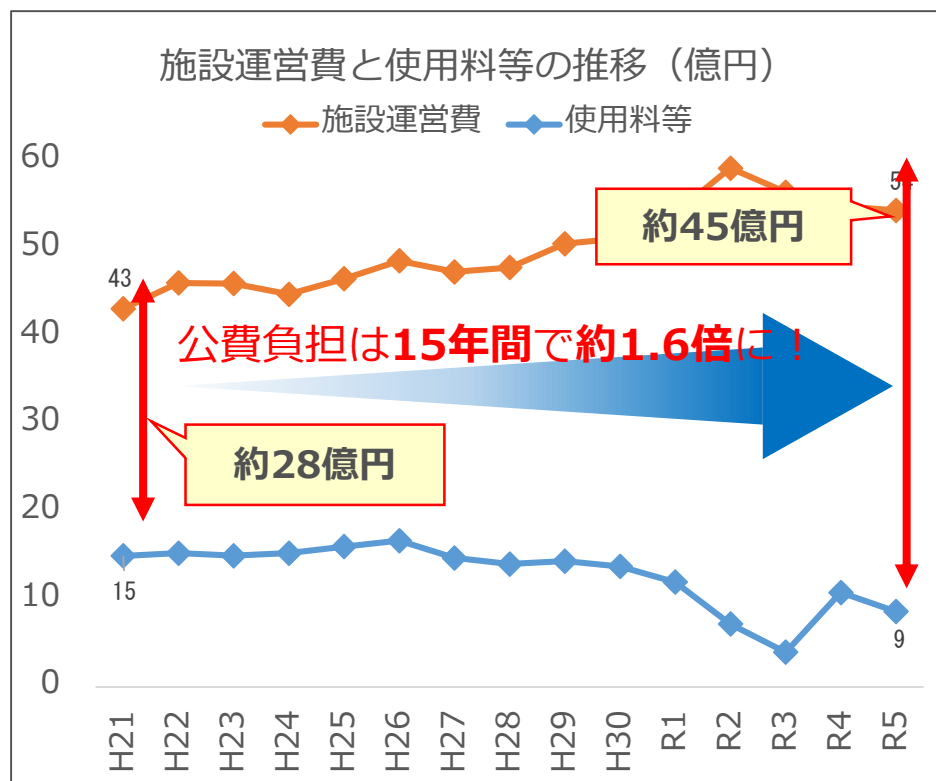
【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降**約30年間改定していない**。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和6年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■ 入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■ 貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考2】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

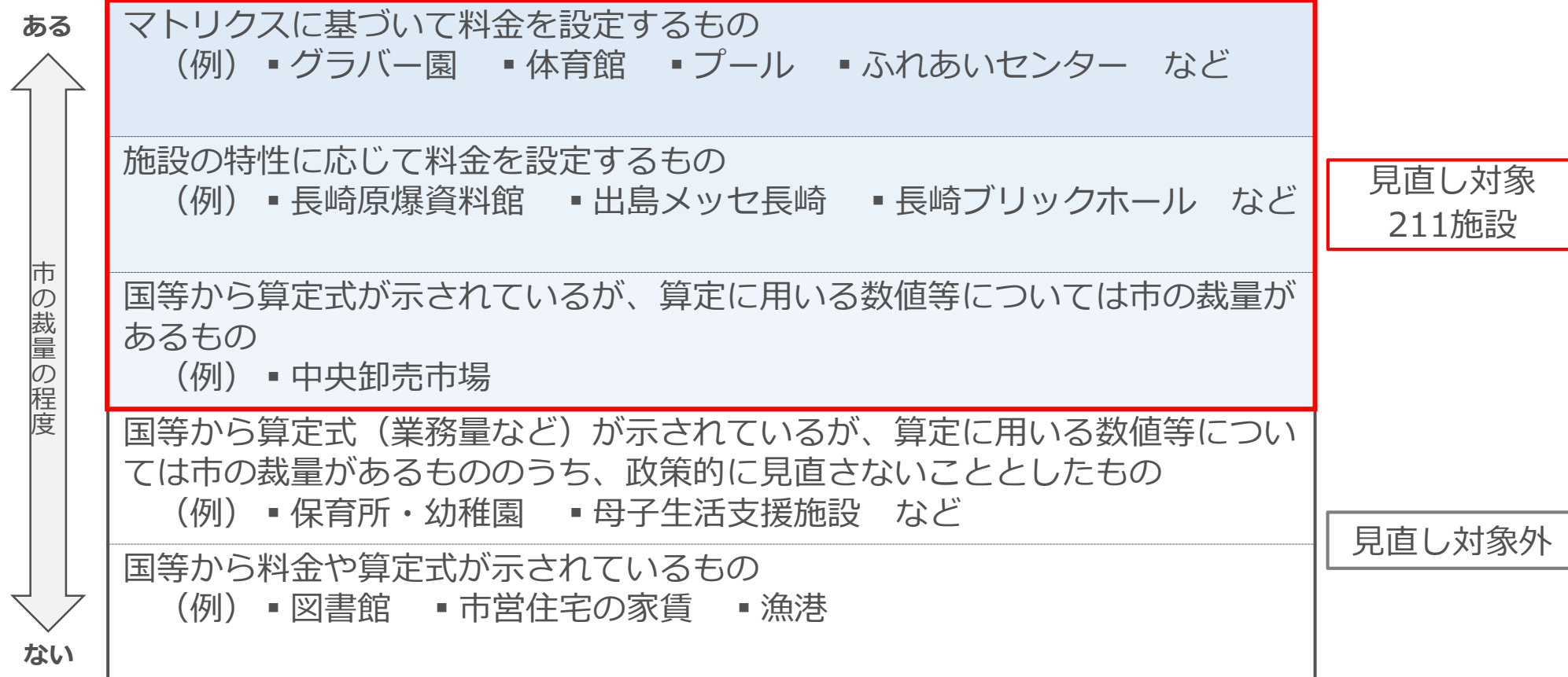
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考3】 使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考3】 使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（入ロフカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75% 長崎市公衆浴場
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
	高い ← 市民生活上の必要性 → 低い		